

告示

選告示第24号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一
第15条の表の選挙主幹の項中「又はリニア活用・企画振興課長」を「、リニア活用・企画振興課長又は企画振興・商工課長」に改め、同表の主査の項、主任の項及び主事の項中「又はリニア活用・企画振興課」を「、リニア活用・企画振興課又は企画振興・商工課」に改める。

選挙管理委員会

訓令

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局
職員の人事評価等に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一
第7条第1項中「は総務部人事課キャリア開発・人事制度担当課長が、自己申告書は総務部人事課長が、」を「及び自己申告書は、総務部人事課長が」に改め、同条第2項中「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」を「人事課長」に改める。
第9条ただし書中「人事課キャリア開発・人事制度担当課長」を「人事課長」に改める。

人事課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署
財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部守一
1中「林業大学校事務長 佐久建設事務所総務係長」を「林業大学校事務長」に改める。

人事課

長野県訓令第 4 号

本庁内部部局

現 地 機 関

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令（昭和41年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

令和 8 年 3 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

表中

企画振興部	市町村課長		長野県選挙管理委員会の書記長
企画振興部	市町村課	課長補佐	長野県選挙管理委員会の書記
同	同	行政係長	
同	同	選挙係長	
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	
地域振興局長			
地域振興局	副局長		
同	総務管理課	総務担当の課長補佐又は担当係長	
同	総務管理・	同	
	環境課		
同	企画振興課長		
同	企画振興課	課長補佐	
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	
同	リニア活用・企画振興課長		
同	リニア活用	課長補佐	
	・企画振興課		
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	

を

企画振興部	市町村課長		長野県選挙管理委員会の書記長
企画振興部	市町村課	課長補佐	長野県選挙管理委員会の書記
同	同	行政係長	
同	同	選挙係長	
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	
地域振興局長			
地域振興局	副局長		
同	総務管理課	総務担当の課長補佐又は担当係長	
同	総務管理・	同	
	環境課		
同	企画振興課長		
同	企画振興課	課長補佐	
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	
同	リニア活用・企画振興課長		
同	リニア活用	課長補佐	
	・企画振興課		
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	
同	企画振興・商工課長		
同	企画振興・	課長補佐	
	商工課		
同	同	担当係長	
同	同	専門幹、主幹、主査及び主任	
同	同	主事	

に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現 地 機 関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

第3条中「人事課キャリア開発・人事制度担当課長（以下「担当課長」という。）」を「人事課長（以下「課長」という。）」に改める。
第6条中「担当課長」を「課長」に改める。

別表の自己啓発の項中「担当課長が」を「課長が」に、「担当課長」を「課長」に改め、同表の職場外研修の項中「担当課長が」を「課長が」に、「担当課長」を「課長」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現 地 機 関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。
令和8年3月31日

長野県知事 阿部 守 一

本則第2項中「第4条の5第3項」の次に「、第14条の8第3項」を加える。
別表第1の総務部の項中「庁舎管理係」を「庁舎管理係 県庁周辺整備推進係」に改め、同表の環境部の項中「自然保護係 自然公園整備係」を「自然公園係 生物多様性係」に、「廃棄物審査係」を「廃棄物審査係 廃棄物監視係」に改め、同表の産業労働部の項中「経理係」を「経理係 企画係」に改め、同表の観光スポーツ部の項中「観光地域づくり係」を「観光地域づくり係 安全登山推進係」に改め、

観光スポーツ部	スポーツ振興課	管理係 スポーツ振興係 パラスポーツ係	を
	総務企画課	総務企画係 広報・県民運動係 式典係	
	競技運営課	競技係 全障スポ大会係	
国スポ・全障スポ大会局	スポーツ振興課	管理係 スポーツ振興係 パラスポーツ係	に改める。
	総務企画課	総務係 企画係 広報・県民運動係 式典係	
	競技運営課	競技係 全障スポ大会係	
	施設調整課	施設・会場調整係 宿泊・輸送調整係	
	競技力向上対策課	総務係 競技力向上係	

別表第2の企画振興部の項の次に次のように加える。

県民文化部	児童相談・養育支援室	支援第一係 支援第二係
-------	------------	-------------

別表第 4 の南信州地域振興局の項中「治山第一係 治山第二係」を「治山係」に改め、同表の農業農村支援センターの項中

農業農村振興課	農政係 農業振興係 (佐久、南信州、松本及び長野にあつては、農政係、農村振興係及び生産振興係)
技術経営普及課	技術経営係 地域係 (諏訪、木曽及び北アルプスを除く。佐久、上伊那及び松本にあつては、技術経営係、地域第一係及び地域第二係、南信州及び長野にあつては、技術経営係、地域第一係、地域第二係及び地域第三係)

を

農業農村振興課	農政係 農業振興係 (佐久、南信州、松本及び長野にあつては、農政係、農村振興係及び生産振興係)
---------	--

に改め、同表の佐久建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係

を

維持管理課	管理係 維持係
-------	---------

に改め、同表の飯田建設事務所の項中

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 整備第四係
-----	-------------------------------

を

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係 整備第四係
用地課	用地第一係 用地第二係

に改め、同表の北信建設事務所の項中

総務課	総務係 工事事務係
-----	-----------

を

総務課	総務係 工事事務係
維持管理課	管理係 維持係

に改め、同表の佐久建設事務所佐久北部事務所 北

信建設事務所中野事務所 北信建設事務所飯山事務所の項及び千曲川流域下水道事務所の項を削る。

人 事 課

長野県訓令第 7 号

本庁内部部局
現 地 機 関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

令和 8 年 3 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の 1 の表の 2 の項中	産業労働部 産業政策課 課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	を
	同 営業局 同	

「	産業労働部	産業政策課	企画係長	」	
	同	営業局	課長補佐（所属長が指定したものに限る。）	」	に改め、同表の 3 の項中
「	産業労働部	産業政策課	課長補佐及び担当係長（所属長が指定したものに限る。）	」	を
「	産業労働部	産業政策課	課長補佐及び係長（所属長が指定したものに限る。）	」	に改め、同表の 6 の項中
「	同	同	人事係長	」	
	同	同	担当係長	」	を
「	同	同	人事係長	」	
	同	同	キャリア開発・人事制度係長	」	に、「総務・通信係長」を「課長補佐」に改め、同表の 29 の項か

ら 31 の項までを削る。

本則の 2 の表中

佐久建設事務所佐久北部事務所	佐久建設事務所
下伊那南部建設事務所	飯田建設事務所
北信建設事務所中野事務所 同 飯山事務所	北信建設事務所

を

」

「

下伊那南部建設事務所	飯田建設事務所
------------	---------

に改める。

」

本則の 7 の表の家畜保健衛生所の項を削る。

人 事 課

長野県訓令第 8 号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県流域下水道事業財務規則第 2 条に定める本庁及び所の企業出納員の任免（平成31年長野県訓令第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

- 令和 8 年 3 月 31 日
- 長野県知事 阿 部 守 一
- 1 中「環境部水道・生活排水課業務係長 千曲川流域下水道事務所総務係長」を「環境部水道・生活排水課業務係長」に改める。
- 2 中「諏訪湖流域下水道事務所」を「諏訪湖流域下水道事務所 千曲川流域下水道事務所」に改める。

人 事 課

長野県訓令第 9 号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

- 令和 8 年 3 月 31 日
- 長野県知事 阿 部 守 一

本則の 1 の表の公益財団法人長野県下水道公社の項中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改め、同表の一般社団法人長野 I T コラボレーションプラットフォームの項中「一般社団法人長野 I T コラボレーションプラットフォーム」を「一般社団法人 n i c o l l a p」に改め、同表の信州大学信州地域技術メディカル展開センター事業戦略委員会の項の次に次のように加える。

長野工業高等専門学校参与会	参与
---------------	----

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

令和 8 年 3 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

別表第 3 の 1 の県民文化部の項中「文化振興課」を「文 振」を

「文化振興課
文化振興課県史編さん室」を「文 振
文 振 史」に改める。

情報公開・法務課